

新型コロナウイルス感染症対策・御代田町の基本的対処方針

令和2年(2020年)2月28日

御代田町新型コロナウイルス感染症対策本部 基本方針の決定

令和2年(2020年)4月23日

御代田町新型コロナウイルス感染症対策本部 基本的対処方針に改訂

令和2年(2020年)5月11日

御代田町新型コロナウイルス感染症対策本部 改訂

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について、国内においては、感染経路がわからない患者数が増加する地域が発生し、感染拡大が見られてきたところです。

このような状況を踏まえ、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)附則第1条の2第2項の規定により読み替えて適用する同法第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日、法第15条に基づく政府対策本部が設置され、長野県においても、同日付けで、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部を設置し、県における発生段階の区域(暫定版)を「レベル1 域内感染早期」に当たるとして対応に当たりました。

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、令和2年4月7日に法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を発令し緊急事態措置を実施すべき期間を同年4月7日から5月6日までの29日間と定め、緊急事態措置を実施すべき区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県としました。御代田町においても、政府による緊急事態宣言の発令を受け、同日午後5時57分に、任意設置から法定設置の対策本部に移行し「新型コロナウイルス感染症御代田町対策本部」を設置しました。

令和2年4月16日、政府は、すでに緊急事態宣言が発令されている7都府県と同程度にまん延が進んでいる北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を緊急事態措置を実施すべき区域に加え、これら13都道府県を特定警戒都道府県としたほか、それ以外の県に対しても、全都道府県が足並みをそろえ感染拡大防止に取り組む必要があることから、緊急事態措置を実施すべき区域として全ての都道府県を対象とするよう変更しました。

その後、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の一丸となった取組により、全国の実効再生産数は1を下回り、新規報告数は、オーバーシュートを免れ、減少傾向に転じるという一定の成果が現れはじめましたが、全国の新規報告数は未だ200人程度の水準となっており、引き続き医療提供体制がひっ迫している地域も見られることから、政府は、令和2年5月4日に法第32条第3項に基づき、引き続き全都道府県を緊急事態措置の対象とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を5月31日まで延長しました。

この基本的対処方針は、国の定める法第18条第1項に規定する政府基本的対処方針を踏まえ、長野県としての対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示した「新型コロナウイルス感染症対策・長野県の基本的対処方針」等に基づき、町として実施すべき対策について基本的な考え方を整理するものです。

1 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の発令と市町村の権限

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令により市町村が対策本部を設置した際の権限について、以下のとおり整理します。

市町村対策本部の設置及び所掌事務(第三十四条)

- 1 緊急事態宣言がされたときは、御代田町長は、御代田町新型インフルエンザ等行動計画で定めるところにより、直ちに、対策本部を設置しなければならない。
- 2 対策本部は、町が実施する新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

市町村対策本部長の権限(法第三十六条)

- 1 御代田町対策本部長は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。
 - 総合調整とは、緊急事態措置に係る助言、協力、要請、勧告等を含めるとした解釈。市町村対策本部が緊急事態措置を実施する根拠法令。
- 2 御代田町対策本部長は、特に必要があると認めるときは、長野県対策本部長に対し、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、長野県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
- 3 御代田町対策本部長は、特に必要があると認めるときは、長野県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する緊急事態措置に関する要請(第二十四条第四項の規定による)を行うよう求めることができる。
- 4 御代田町対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、長野県対策本部長に対し、緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 5 御代田町対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
- 6 御代田町対策本部長は、御代田町教育委員会に対し、緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 7 御代田町対策本部長は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、長野県対策本部長に対し、県の区域に係る緊急事態措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

特定市町村長による緊急事態措置の実施に係る報告

政府基本的対処方針三(6)3)⑧において、「緊急事態宣言後の様々な措置を実施した際には、《中略》特定市町村長《中略》は、その所在する特定都道府県知事に、《中略》その旨及びその理由を報告する。」とされていることを踏まえ、特措法第38条第1項に規定する特定市町村長が緊急事態措置を実施した旨及びその理由を特定都道府県知事に遅滞なく報告します。

2 長野県における緊急事態措置等

令和2年5月4日、政府は5月31日までの緊急事態宣言の期間延長を決定しました。これまでの対策の成果により、新規感染者数は減少傾向に転じたものの、その減少のスピードは緩やかなものに留まっており、いまだに特定警戒都道府県を中心にかなりの数の新規感染者が発生しています。

長野県では、新規感染者数が4月下旬以降減少傾向にあり、医療提供体制や検査体制の充実に向けた取組が進められていることから、今後は、他県との往来の徹底的な抑制や新しい生活様式の定着により、感染リスクを最大限低下させつつ、県内経済の再生や県民生活の下支えに向けた取組を順次進め、長期的な対応を行っていくことが必要である。

これまで県が実施してきた「感染対策強化期間」や「新型コロナウイルス警戒宣言」に伴う様々なお願いに加え、県民、事業者に対する緊急事態措置が示されているため、町としては、こうした措置が的確に実行されるよう町民への呼びかけを強めるとともに、特に、県域をまたぐ移動や県内警戒宣言発令圏域等への往来の自粛及び不要不急の外出の自粛を徹底するよう協力を求めています。

長野県におけるこれまでの自粛・協力の依頼

(1) 人との接触機会を極力減らしてください

ウイルスは人を媒介して感染が拡大します。そのため、普段行っているご近所での集まりなど少人数での会合もできるだけ控える、人ごみを避けるなど、人との接触機会を極力減らしてください。また、人と一緒にいる場合でも2メートル程度間隔をあけたり、職場や飲食店等でも座席の間を広くとるなど社会的距離の確保に努めてください（社会的距離（ソーシャル・ディスタンス））。

(2) 風邪症状があれば自宅に留まってください

新型コロナウイルス感染症の初期の症状は、風邪と見分けが付きません。定期的な検温など健康観察を行っていただくとともに、風邪等の症状がある場合にはご自宅に留まってください。

(3) 医療機関での感染を絶対に出さないようご協力ください

ひとたび医療機関において感染が発生すれば、医療従事者を巻き込むなど、県の医療供給体制のひっ迫を招きかねません。そのため、いきなり医療機関を受診することは絶対に避けてください。あらかじめ保健所又はかかりつけ医に電話で相談の上、指定された医療機関等の帰国者・接触者外来等を受診してください。

(4) 感染リスクが高い場所への出入りを避けてください

「3つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避ける行動を徹底してください。全国の事例を見れば、繁華街の接客を伴う飲食店（バー、ナイトクラブ等）、カラオケ、ライブハウスなどにおける感染リスクが高いことは明白です。また大規模な集団感染も多く確認されています。こうした場所への出入りを自粛していただくよう、強くお願いします。

(5) 重症になりやすい人を守ってください

病院や高齢者施設、障がい者施設においては、重症になりやすい入院者、利用者の安全を守る上で、外部からウイルスを持ち込まないことが特に重要です。お見舞いや面会につい

ては、症状のない方を含めて控えてください。

(6) 感染拡大地域との往来は基本的に行わないでください

これまでの本県における感染事例のほとんどは、感染源が県外であると推定されます。そのため、緊急事態宣言が発出された地域をはじめ感染が拡大している地域との往来は基本的に行わないようにしてください。ご家族やご親戚同士の交流であっても、控えてください。また、往来後14日間は不要不急の外出は控えてください。

(7) 事業所での配慮もお願いします

事業者の皆様にあっては、職場における感染拡大防止とともに、従業員お一人お一人が感染予防のための行動をとることができるようご配慮をお願いします。具体的には、職場内での3密を避ける、従業員の健康観察、風邪症状がある場合の休暇取得、時差出勤や在宅勤務、テレワークの活用、感染拡大地域への出張自粛などを一層徹底いただくようお願いいたします。

(8) 基本的な感染防止対策を徹底・継続をお願いします

感染を防ぐには、手洗いや咳エチケットなど、基本的な感染症予防対策の徹底が不可欠です。また、基本的感染防止対策と合わせ、感染リスクが高い「3つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避ける行動をお願いします。

(9) 冷静な行動をお願いします

感染者や医療従事者の方々、緊急事態宣言の対象地域からお越しになられた方々への不当な差別や偏見、いじめなどが起こることがないように、配慮ある冷静な対応をお願いします。

長野県における緊急事態措置等【第1弾】〔4月16日～5月6日〕

全国の都道府県が一体となって取り組む全般的方針

- 各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する
- 重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす
- 社会・経済機能への影響を最小限にとどめる

長野県が重点的に取り組むポイント

- 大型連休をひかえ「人の移動による全国的な感染拡大」を防止
- 発令中の「新型コロナウイルス警戒宣言」よりさらに厳格な行動変容を要請

県民への感染を防止するための協力要請(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)

(1) 徹底した外出自粛の要請

人との接触を8割減らすことを目標に、生活の維持に必要な場合を除き外出しないことを県民及び県内に滞在している方に要請します。

「家にいる」ことが、大切なご家族やご自身の健康を守る最善の選択肢です。また、ご家族の健康管理にも留意してください。

〈生活の維持に必要な場合〉

医療機関への通院、食料等生活必需品の購入、事業の継続に必要な最小限度での職場への通勤、健康の維持に必要な散歩等

(2) 県域をまたいだ移動自粛の要請

県域をまたいで移動することは、大型連休期間中を含め、基本的には行わないでください。

また、県外にお住まいの皆様におかれましても、不要不急の帰省や旅行など、県外から本県へお越しになることは絶対に避けてください。

県内事業者への依頼

(1) 指定公共機関等の事業継続の依頼

指定公共機関、指定地方公共機関その他の社会生活の維持のため必要な事業者（インフラ、生活必需物資の供給、金融、物流・運送等）は、まん延期においても業務継続計画（BCP）に基づき事業が継続できるよう、感染防止策の徹底を図ってください。

(2) 一般の事業所における感染防止策の徹底等の依頼

職場への通勤は外出自粛等の要請から除かれますが、上記以外の事業者においては、在宅勤務・テレワーク、時差出勤等を積極的に導入し、対応可能な場合は、職場に出ている職員数が通常より大幅に少なくなるよう努めてください。

また、職場における人の密度を下げ、手洗いの励行、マスクの着用、定期的な換気など感染防止策を徹底してください。

(3) 飲食店やスーパーマーケットにおける感染防止策の徹底等の依頼

飲食店においては、お客様の間隔を空けるなど感染防止策を強化するとともに、宅配やテ

イクアウトの導入を積極的に検討してください。

また、スーパーマーケットなど不特定の方が利用する店舗においては、レジで並ぶ場合に距離をとるなど、感染防止に配慮をお願いします。

(4) 施設の使用制限の検討

施設の使用制限等については、感染拡大防止の効果や県民生活及び県内経済に対する影響を十分考慮した上、今後、国と協議して検討します。

県としての取組

(1) 学校の休業等

県立学校については、全校一斉休業とします。なお、やむを得ず児童生徒を登校させる場合にあっては、感染拡大防止のための措置をさらに徹底します。

市町村に対しても同様の措置をとるよう要請します。

(2) 県有施設等の休止

県外等から利用者呼び込むおそれがあることから、社会生活を維持するための施設を除き、不特定多数の方が利用する県有施設は、休止します。市町村に対しても、宿泊施設、道の駅、キャンプ場、美術館など誘客のための施設は休止を含めて検討するよう要請します。

(3) 医療提供体制や検査体制の強化

初期診断から検体採取までを一貫して行う場を地域ごとに早急に設置するなど、医療提供体制や検査体制を迅速に強化します。

(4) 県の業務体制の改革

県庁は、「新型コロナウイルス感染症対策」や「県民の生命・財産への影響が大きい業務」の執行体制を確実に確保した上で、これ以外の業務については、各所属の執務室における従事職員数を通常時の概ね5割減とします。

その他(依頼)

(1) 適切な購買活動についての依頼

物流や交通機関が全面的にストップすることはありませんので、日用品の買い占めなどは行わないでください。

(2) 人権への配慮についての依頼

患者・感染者、医療従事者や、緊急事態宣言が発出された地域等に滞在していた方、県外から長野県に来られた方などへの、不当な差別や偏見、いじめ等が生じないように、冷静な行動をお願いします。

長野県における緊急事態措置等【第2弾】〔4月23日～5月6日〕

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請

● 遊興施設、運動・遊技施設、劇場等の使用停止又は催物の開催の停止要請

- ① 既に他都道府県において多数のクラスターの発生が見られ、又は密集した空間に長時間の滞在を行うため、クラスターの発生のおそれが認められる下記の施設に対して、施設管理者又は当該施設におけるイベント主催者に施設の使用停止（休業）又は催物の開催の停止を要請します。

施設の種類	内訳
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、カラオケボックス、ライブハウス 等
運動・遊技施設	体育館、スポーツクラブ、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等
劇場等	劇場、映画館、プラネタリウム 等

● 運営する施設に対しては適切な感染防止策の徹底を要請

- ② 社会生活の維持に必要な施設及び、①の施設と比較して感染リスクを下げて運営することが可能と考えられる施設に対しては、入場者の整理、発熱者等の施設への入場の防止、手指の消毒、施設の消毒等の適切な感染防止策（法施行令第12条に定める措置）をとるよう協力を要請します。

施設の種類	内訳
文教施設	小中学校、高校、特別支援学校、幼稚園 等
大学、学習塾等	大学、専修学校等の教育施設、自動車教習所、学習塾 等
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ、介護施設 等
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店、ホームセンター、コンビニエンスストア 等
住宅施設	共同住宅、寄宿舍、下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、鉄道、航空機、物流サービス 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券会社、保険、官公署 等
その他	報道機関、葬儀場、理美容、ごみ処理関係 等

● 食事提供施設について営業時間の短縮等を要請

- ③ 食事提供施設については、夜間に酒類を提供するなど、運営の方法によっては感染リスクを高めるおそれがありますので、営業時間の短縮と酒類の提供時間の制限（※）を要請します。また、営業時間内においては②の施設と同様に適切な感染防止策をとるよう協力を要請します。

施設の種類	内訳
食事提供施設	飲食店、料理店、喫茶店 等

※夜8時から翌朝5時までの間の営業自粛及び、酒類の提供は、夜7時までとすることを要請（宅配、テイクアウトは除く）。

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づかない措置

● 県外から人を呼び込む観光・宿泊施設等に対して休業等の検討を依頼

下記の施設は、不特定多数の者が観光等の目的で利用し、他都道府県から人を呼び込むことにつながるため、施設管理者に対して休業を検討するよう協力を依頼します。また、営業を行う場合においては（１）②の施設と同様に適切な感染防止策をとるよう協力を要請します。

施設の種類	内訳
集会、展示施設 (主として観光客を対象とする施設)	博物館、美術館、文化ホール、水族館、動物園等
観光・宿泊施設等 (主として観光客を対象とする施設)	ホテル・旅館（主にビジネス利用の施設を除く）、日帰り温泉施設、ゴルフ場、遊園地等

※ホテル・旅館等宿泊施設における、主にビジネス利用の施設に対しては、法第 24 条第 9 項に基づく、適切な感染防止対策の徹底を要請

(3) 協力金等の支給

(1) ①若しくは③の要請、又は(2)の協力依頼に応じて休業又は営業時間の短縮等を行った事業者に対し、市町村と協調して、「県・市町村連携新型コロナウイルス拡大防止協力金」(1) ①及び③関連) 又は「県・市町村連携新型コロナウイルス拡大防止支援金」((2) 関連) を支給します。

◇ 補足

長野県における緊急事態措置【第2弾】に掲げる対象施設の一覧は、長野県が令和2年4月21日付けで決定した「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための長野県における緊急事態措置等(第2弾)」によるものとします。

緊急事態宣言の期間の延長を受けた長野県の対応について

5月7日から5月15日までの間は、基本的にはこれまでの対策を継続し感染拡大防止の徹底を図りつつ、「新しい生活様式」への移行のための準備を行う期間とすることが必要です。ただし、施設の使用停止（休業）の要請については、大きく私権を制限する厳しい措置であることから、接待を伴う飲食店等のクラスターの発生の危険性が極めて高い業種を除き、感染防止策の徹底の要請に切り替えることとします。

また、5月16日以降は、5月の連休中の人の移動等による影響や、特定警戒都道府県等の発生状況等を踏まえた評価も行いつつ、「新しい生活様式」への移行の推進のための措置に重点を移していくことが適切です。

すべての県民と連帯協力してこの危機を乗り越えていくため、学びと自治のアプローチにより、県民の自己決定の最大限の尊重を基本に対策を講じていく。以上の現状認識の下、5月7日以降の対策においては以下の4点を重点として進めることとする。

- 1 県民の皆様の行動変容を一層強く促すこと
- 2 県外との往来を徹底的に抑制すること
- 3 安心できる医療提供体制・検査体制の確立を図ること
- 4 「新しい生活様式」への移行を推進すること

長野県における緊急事態措置等【第3弾】〔5月7日～31日〕

1 5月7日から5月15日までの間における緊急事態措置等（県内全域）

（1）「徹底した外出自粛の要請」、「県域をまたいだ移動自粛の要請」の継続（特措法第45条第1項）

以下の措置を継続する。

○徹底した外出自粛の要請

人との接触を8割減らすことを目標に、生活の維持に必要な場合を除き外出しないことを県民及び県内に滞在している方に要請する。

〔生活の維持に必要な場合〕

医療機関への通院、食料等生活必需品の購入、事業の継続に必要な最小限度での職場への通勤、健康の維持に必要な散歩等

○県域をまたいだ移動自粛の要請

県域をまたいで移動することは、基本的に行わないよう要請する。

（2）接待を伴う飲食店等に対する施設の使用停止（休業）又は催物の開催の停止の要請（特措法第24条第9項）

接待を伴う飲食店等（別表のとおり）については、クラスター発生のおそれが極めて高いため、施設の使用停止（休業）又は催物の開催の停止を要請する。なお、当該施設が要請に従わない場合、特措法第45条第2項による要請及び同条第4項による公表を随時行う。

また、要請に従わない場合は、特措法第45条第3項による指示及び同条第4項による公表の実施についても検討する。

[別表] 施設の使用停止（休業）の要請等を行う接待を伴う飲食業等について

種類	施設	要請内容
遊興施設等※1	キャバレー	施設の使用停止（休業）及び催物の開催の停止の要請を継続
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック※2	
	バー※2	
	ダーツバー※2	
	パブ※2	
	性風俗店	
	ライブハウス	

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項第11号の遊興施設等にあたるもの

※2 接待を伴うものに限る

（3）遊興施設、運動・遊技施設、劇場等に対する感染防止策の徹底の要請（特措法第24条第9項）

（2）の施設を除く遊興施設、運動・遊技施設、劇場等に対しては、施設の使用停止（休業）又は催物の開催の停止要請に代えて、運営する施設に対する適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、場内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底を要請する（特措法第24条第9項）。なお、感染防止策が講じられず、当該施設において3つの密が生じており、クラスターの発生のおそれが認められる場合においては、当該施設に対して特措法第45条第2項による同法施行令第12条に定める措置をとるよう要請を行い、あわせて同法同条第4項による施設名の公表を行う。

また、これと併せて営業時間の短縮と酒類の提供時間の制限（※）を要請する（特措法第24条第9項）。

※ 夜8時から翌朝5時までの間の営業自粛及び酒類の提供は夜7時までとすることを要請（宅配、テイクアウトは除く）。

（4）運営する施設に対する適切な感染防止策の徹底の要請の継続（特措法第24条第9項）

以下の措置を継続する。

○社会生活の維持に必要な施設及び、（2）の施設と比較して感染リスクを下げて運営することが可能と考えられる施設に対しては、入場者の整理、発熱者等の施設への入場の防止、手指の消毒、施設の消毒等の適切な感染防止策（法施行令第12条に定める措置）をとるよう要請する。

（5）食事提供施設に対する営業時間の短縮等の要請の継続（特措法第24条第9項）

以下の措置を継続する。

○食事提供施設については、夜間に酒類を提供するなど、運営の方法によっては感染リスクを高めるおそれがあるので、営業時間の短縮と酒類の提供時間の制限（※）の協力を要請する。

○また、営業時間内においては（3）の施設と同様に適切な感染防止策をとるよう協力を要請する。

※ 夜8時から翌朝5時までの間の営業自粛及び酒類の提供は夜7時までとすることの協力を要請（宅配、テイクアウトは除く）。

(6) 観光・宿泊施設等に対する県外から人を呼び込まない運営についての検討を依頼

以下の措置を継続する。

- 不特定多数の者が観光等の目的で利用し、他都道府県から人を呼び込むことにつながるため、施設管理者に対して休業を検討するよう協力を依頼します。

2 5月16日から5月31日までの間における緊急事態措置等（県内全域）

(1) 外出・往来について

「人との接触機会の最小化」（在宅勤務、時差勤務の推進等を含む）、「人と人との距離の確保」、「人と会話する際のマスク（布マスク等で可）着用」、「換気の徹底」などを県民に呼びかけていく。ただし、県域をまたいだ移動自粛の要請については継続する（特措法第45条第1項）。

(2) 遊興施設、運動・遊技施設、劇場等について

接待を伴う飲食業等（別表のとおり）については、使用停止（休業）又は催物の開催の停止の要請を継続する。その他の業種においても、運営する施設に対する適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、場内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底の要請を継続する（特措法第24条第9項）。なお、感染防止策が講じられず、当該施設において3つの密が生じており、クラスターの発生のおそれが認められる場合においては、当該施設に対して特措法第45条第2項による同法施行令第12条に定める措置をとるよう要請を行い、あわせて同法同条第4項による施設名の公表を行う。

(3) 運営する施設に対する適切な感染防止策の徹底の要請の継続（特措法第24条第9項）

(4) 食事提供施設について

営業時間の短縮等の要請は終了するが、感染防止策の徹底を引き続き要請する（特措法第24条第9項）。

(5) 観光・宿泊施設等について

休業等の検討の協力依頼に代えて、感染防止策の徹底と県外から人を呼び込まない運営についての検討の協力を依頼する（法に基づかない措置）。

- 営業を行う場合においては、適切な感染防止策をとるよう協力を依頼する。
- 他県に向けた営業活動は行わない。
- 博物館、美術館、観光施設等においては、他県からの利用を控えていただくよう周知するとともに、入場時に氏名、連絡先、入場時間等の記入を依頼する。

3 御代田町(特定市町村)が実施する緊急事態措置

基本的措置

御代田町は、「新型コロナウイルス感染症対策・長野県の基本的対処方針(令和2年4月17日改正)」及び「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための長野県の緊急事態措置等」を踏まえ、原則として「2 長野県における緊急事態措置等」に準じたさまざまな取組やこれらの措置の的確に実施するために必要な対策として、法第36条に基づき、町における緊急事態措置を町民、町内事業者等に向け実施します。

町が管理する施設等の対応

町が管理する施設における対策は、別紙「4月以降の各施設の運営に係る考え方」に基づく措置を講じます。

町職員・庁舎等における対応

町役場における業務継続体制を可能な限り維持するため、別紙「新型コロナウイルス感染症発生を踏まえた職場での対応(予防対策編・危機管理編)」に基づく措置を講じます。